

特定行為実践の記録は、カルテのここをみると記録してあります！

特定行為研修修了看護師のカルテ記録は、今まで、記録する看護師によって様々であり、カルテを閲覧する人にとって探しにくい状態でした。更に、看護記録が部門システム『チームコンパス』に移行するため、統一したわかりやすい記録（記録場所を含め）を目的に2023年8月より変更し、テンプレート化しました。
*なお、特定行為は、手順書に基づき実践しています。当院の手順書は電子カルテトップ画面『院内マニュアル』→『60看護師用各種マニュアル』→『68特定行為マニュアル』→『01特定行為に関する手順書』にありますので、特定行為を指示・依頼する医師の皆様、特定行為に興味のある皆様、もしよろしければ、覗いてみてください。

手順書は、医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書であって、「看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲」、「診療の補助の内容」等が定められているものです。具体的に、手順書の記載事項としては、以下の事項となります。

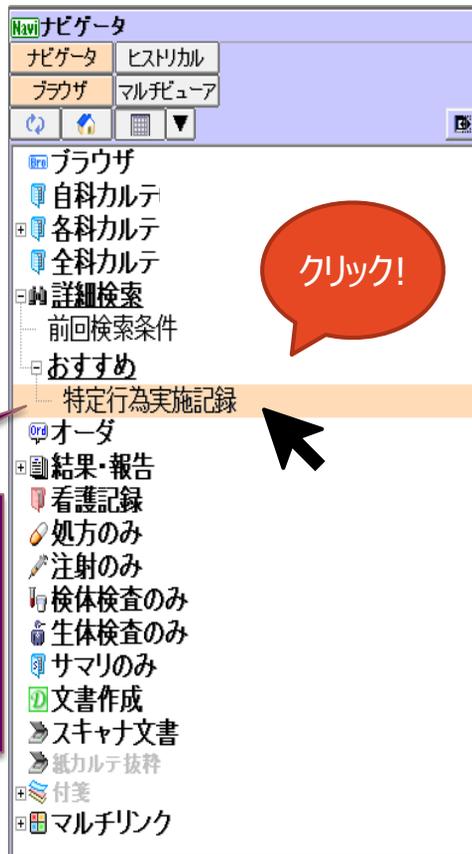
1. 看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲
2. 診療の補助の内容
3. 当該手順書に係る特定行為の対象となる患者
4. 特定行為を行うときに確認すべき事項
5. 医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制
6. 特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法

なお、「3. 当該手順書に係る特定行為の対象となる患者」とは、その手順書を適用する患者の状態を指し、患者は、医師又は歯科医師が手順書により指示を行う時点において特定されている必要があります。

手順書の具体的な内容については、1. から6. の手順書の記載事項に沿って、各医療現場において、必要に応じて看護師等と連携し、医師又は歯科医師があらかじめ作成することになっています。

厚生労働省HPより：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070337.html>



電子カルテで患者のカルテを開いた際に表示される、画面向かってひだり側のカルテ記録検索画面の『詳細検索』を田で開き、『おすすめ』に付いている『特定行為実践記録』をクリックすると、特定行為実施記録が表示されます



● 浅野 太志 /手術室



術中麻酔領域パッケージ

- ・呼吸器（気道確保に係るもの）関連
- ・呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
- ・動脈血液ガス分析関連
- ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
- ・術後疼痛管理関連
- ・循環動態に係る薬剤投与関連

● 渡邊 明日香 /集中治療室



- ・呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
- ・動脈血液ガス分析関連
- ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
- ・循環動態に係る薬剤投与関連

NEW特定看護師の紹介

当院、2023年度 春コース課程の特定行為研修を修了した2名の看護師を紹介いたします。

今年度後半に、看護師それぞれの詳しい活動等について 紹介させていただきますので、ここでは、現在の所属部署と修了した特定行為を区分を掲載いたします。

基本的に、**所属部署の業務フィールド内・通常勤務時間**に特定行為研修で学んだことを活用し、特定行為実践に取り組んでいます。今後ともご支援宜しくお願い致します。

特定行為実践について、何かご質問等がありましたら、特定行為研修室担当 森永までご連絡ください。

* 今回も、文字が多くてすみません。